

<空の安全・安心を！ 整理解雇四要件を守れ！>

2015. 3. 14

JAL闘争を支える京都の会News No. 38

京都市東山区今熊野南日吉町 17 FAX : 075-531-3856 E-mail : komai123@kfa.biglobe.ne.jp

権力迎合の最高裁には、良心も正義もない 裁かれるべきは最高裁 600名超で怒りの抗議行動

2月27日、600名超の抗議の声が最高裁を包みました。JAL不当解雇撤回裁判でまともな審理もせず上告棄却・上告不受理の決定。最高裁の暴挙は許さない！裁かれるべきは裁判所！と糾弾するとともに、不当決定に屈することなく不当解雇撤回・全員の職場復帰まで闘うとの強い意志を示しました。



職場に戻る！その決意をさらに強くした

原告団を代表して決意表明に立った客乗原告団長の内田さんは、「私たち原告は、闘いを始めた時から不当解雇を撤回し職場復帰を勝ち取ることを目指してきた。その決意は今も変わらないし、今日の抗議行動でさらにその思いを強くした。不当解雇撤回と職場復帰めざし、最後まで闘う。」と決意を表明しました。

政府とJALは、自主解決の努力を！

客室乗務員を
2000人も採用
しているのに、
なぜ職場に戻さ
ないの？



パイロットは
60才以上を再
雇用するのに、な
ぜ職場に戻さな
いの？

(ウラ面もご覧ください)

私たちは職場復帰まで頑張ります

破たんさせた経営者が誰も責任取っていない。納得できない！



そもそも必要のない解雇だった

- ◆人員削減目標を大幅に達成していた。余剰人員はいなかった。
- ◆目標の2.9倍の利益を達成していた。
- ◆稲盛会長(当時)が、「解雇の必要性はなかった」と認めていた。

安全に貢献してきたベテランを解雇

安全運航のために会社に意見を具申してきた労働者を排除するため、会社は、フライトをさせず退職強要をしました。労働組合に対しては、解雇を強行するために、嘘と脅しの恫喝をするなど不当労働行為を行いました。



労働者を見捨てた最高裁



解雇撤回を求めて上告していた客室乗務員とパイロットの裁判で、最高裁は双方とも訴えを棄却しました。3か月にも満たない異例の速さで、まともな審理を放棄した不当な判断です。国民の権利を守るべき最高裁がその役目を放棄し、労働者を見捨て、企業の「解雇自由」を認めた責任は重いと考えます。

私たちは諦めません、職場復帰まで頑張ります

- ◆最高裁は理不尽な決定がなされましたが、不当な解雇であったことを消し去ることはできません。管財人（JALの再建の為に任命された弁護士）が解雇強行のために行った支配介入行為が、昨年8月、東京地裁で不当労働行為と断罪されました。不当労働行為の下に行われた解雇は無効です。
- ◆ILO（国際労働機関）は、政府に対して2度の勧告を行い、解決のため労使協議を始めるよう求めています。
- ◆私たちは、人員不足から新人採用をするなら、解雇した人を先に職場に戻すべきでないかと、会社に解決を求めています。

《JAL 不当解雇撤回裁判原告団》

〒144-0043 東京都大田区羽田 5-11-4 フェニックスビル 航空連気付

JAL 原告団

検索

Facebook/JALgenkoku



15年03月①号